

牧之原市商工会 住宅リフォーム費用助成事業のお知らせ

日頃は、商工会事業にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
さて、牧之原市商工会では、下記内容にて住宅リフォーム費用助成事業を実施します。
会員で施工業者の方は、リフォームなどの営業用の販売ツールとしてご利用いただければと考えております。

記

(事業概要)

牧之原市民（牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有するもの）が、牧之原市商工会員事業所を利用して、牧之原市内において住宅リフォーム関連工事を行い、その工事代金を支払った場合、工事代金の一部を牧之原市デジタルポイント「まきペイ」にて助成します。
申請手続きは、元請け施工業者が申請者（施主）に代わり手続きをお願いします。

(申請期間)

令和8年6月1日～令和9年2月28日まで。
但し、令和9年2月28日までに工事が完了し代金を支払ったものであること。
（期間内でも予算が無くなり次第終了します。令和8年度 予算額 250万円）

(申請受付)

牧之原市商工会窓口にて受付します。
申請手続きは、元請け施工業者が、申請者（施主）に代わり手続きをお願いします。
申請につきましては、『1事業者申請 3件まで』となります。
助成金の決定につきましては、商工会にて審査し内定通知及び決定通知にてお知らせします。

(申請できる人)

牧之原市民（牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有する方）

(工事対象事業者)

牧之原市商工会の会員事業所（工事の元請けであれば業種は問いません）

(対象住宅)

牧之原市民が牧之原市内に所有する個人住宅であり、事業併用住宅の内、自己の居住の用に供する部分の工事を対象とします。

(対象工事)

- ・個人住宅のリフォーム（増築、一部改築、修繕、設備改善工事）
具体的な対象工事は、別表1に定めるものとする。
対象工事は基準期間内において、同一住宅及び同一人につき1工事限り利用できる。
国、県、市で別途、助成金等が支給される工事は対象外とする。
- ・対象工事金額が20万円（税込）以上の工事とする。
- ・牧之原市商工会員事業所が施行する工事とする。